平成２１年（フ）第１２２号
広島県尾道市栗原町1564番地１　市営１―101
債務者　吉村三千子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
愛媛県松山市和泉南５―９―８、住民票上の住所広島市佐伯区美の里１丁目17番７―1805号
債務者　中山美智子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４３９号
愛媛県松山市西石井１丁目７番23号　松山南マンション202号
債務者　東　　宣江
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４４６号
愛媛県松山市鷹子町1083番地３
債務者　福山　雪江
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４５４号
愛媛県松山市畑寺３丁目５番15号
債務者　池尻　久子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４７９号
愛媛県松山市山越６丁目５番２号　ライブタウン山越205号室
債務者　越智　文子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８０号
福岡県飯塚市上三緒125番地19
債務者　仲野るり子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第４５３号
川崎市幸区幸町３丁目９番地　第一緑荘201
債務者　江島　京子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第９５６号
名古屋市緑区森の里２丁目６番地　森の里荘９棟507号
債務者　大島栄美子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０３６号
愛知県知多市八幡新町１丁目10番地の９　一光ロジェ朝倉104
債務者　後藤千穂恵
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３５８号
名古屋市守山区幸心３丁目1516番地
債務者　橋本　和典
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６２２号
愛知県小牧市大字大山1014番地１　サンハウスＭ・Ｉ101号
債務者　近嵐　信雄
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４号
兵庫県洲本市宇山３丁目11番17号
債務者　小林　貞仁
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第３５号
兵庫県洲本市宇山３丁目11番17号
債務者　小林　志織
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第４７号
大分県日出町大字豊岡555番地８リビエラＢＵＮＧＯ101
債務者　平井　正美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
鹿児島県鹿屋市東原町3431番地214
債務者　横原　雪子（旧姓春田）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
佐賀県佐賀市久保田町大字徳万2377番地
債務者　江副　奈々
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係